

平成27年1月30日

一般社団法人 茨木労働基準協会 会長 殿

「働き方改革」に向けた取組に関する要請書

平素は大阪労働局の業務運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府における労働時間等については、いわゆる正社員等一般労働者の総実労働時間は依然として1,900時間台で推移し、年次有給休暇の取得率も約52%と低い水準にとどまっています。

また、就業人口については、女性の年齢階級別の就業率を示すM字型曲線の底が全国平均に比べ低い水準にあり、2040年までに生産年齢人口が約130万減少して全人口に対する比率が約54%まで低下するとの推計もなされています。

このような状況の中で、平成26年6月24日に閣議決定した『日本再興戦略』改訂2014－未来への挑戦－では、「働き方改革の実現」や「女性の活躍推進」のための「両立支援のための働き方見直し」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれるなど長時間労働の抑制等働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊かつ重要な課題となっています。

さらに、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、また、平成26年12月16日に政労使で合意された「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組」には、「働き方改革」や「女性が働きやすい制度等への見直し」が盛り込まれたところです。これらを具体化する上では、長時間労働の抑制等をはじめとする働き方改革についても、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の支援による「ひとの創生」や、地域における雇用の質を重視した「しごとの創生」にも資するものとして取り組む必要があります。

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、働き方に時間的・地域的制約を伴う人々が職業キャリアを継続し能力発揮できる環境の整備などに向けて、企業

において長時間労働をはじめとする拘束度の高い働き方を見直すことが求められています。

企業において働き方の見直しを効果的に進めるためには、企業トップの発意並びにその発意のメッセージ発信等を通じた意識改革等による自主的な取組が不可欠です。

そこで、大阪労働局においては、働き方改革の実現に向けた取組を強化するため、1月21日、私（大阪労働局長）を本部長として「大阪労働局働き方改革推進本部」を設置したところです。

働き方改革推進本部においては、大阪における働き方に関わる諸情勢を見据え、女性の活躍推進や地域創生の観点も踏まえ、所定外労働時間の削減、休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化に取り組むこととしたところです。

長時間労働の抑制や休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

大阪労働局長 中 沖 剛

